

秋田地区交通安全協会御所野支部規約

(名称と事務所)

第1条 本支部は秋田地区交通安全協会御所野支部と称し、事務所を支部長宅に置く。

(目的)

第2条 本支部は交通の秩序を確立し、交通事故の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本支部は、前条の目的達成のため次の活動を行う。

- ① 交通道徳を高め、交通事故防止の啓発に関する事。
- ② 交通環境の改善に関する事。
- ③ 交通安全に功労あるものに対し表彰に関する事。
- ④ その他支部の目的達成に必要な活動。

(会員)

第4条 本支部の会員は次のとおりとする。

- ① 御所野地区内の町内会会員。
- ② 本支部の活動に協力する法人等。

(役員)

第5条 本支部に次の役員を置く。

- | | |
|------------|------|
| ① 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 6名以内 |
| 事務局 | 3名以内 |
| 女性部長・女性部員 | 若干名 |
| 運営委員長・運営委員 | 若干名 |
| 理事 | |
| 監事 | 2名 |

- ② 支部長、副支部長、監事は総会において選出する。
- ③ 理事は町内会推薦者（2名以内）とする。
- ④ 事務局及び女性部長（部員）、運営委員長（委員）は支部長が委嘱する。但し、事務局は副支部長が兼務する。

(役員の職務)

第6条 支部長は支部を代表し、業務を統括する。

- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 監事は支部の会計を監査し、監査結果を総会に報告する。
- (4) 事務局は支部の事務を処理するほか会計を担当する。
- (5) 女性部長は、女性部を統括する。
- (6) 運営委員長（委員）は事業の運営に携わる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (2) 役員に欠員が生じ、新たに選出された場合の任期は前任者の残任期間とする。

(3) 役員が辞任し、または任期した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(顧問)

第8条 本支部は総会に諮って、顧問を置くことができる。

(2) 顧問は、支部長の要請により諸会議に出席し意見を述べることができる。

(会議)

第9条 本支部の会議は、総会及び役員会とする。

(2) 総会は年1回支部長が招集する。総会の決議は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(3) 総会は役員及び代議員で構成する。賛助会員は総会に来賓として出席できる。

(4) 役員会は会の円滑な運営のため、支部長が必要に応じて招集する。

(代議員の定数)

第10条 総会出席の代議員は町内会で選出し、一町内2名以内とする。

(総会)

第11条 次の事項は総会の決議を経なければならない。

① 事業計画、予算及び決算に関する事。

② 規約の変更に関する事。

③ その他支部長が付議したこと。

(会計)

第12条 本支部経費は会費、助成金、賛助金、寄付金その他をもって充てる。

(2) 支部の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

(会費)

第13条 町内会が負担する会費は一世帯75円とする。また、賛助会員の会費は一口1,000円とし、何口でも可とする。

附則1 この規約は、平成22年3月25日から改正施行する。

2 本規約は、平成28年1月23日一部改正し、同日から施行する。但し、第5条

①、③、④ 第6条(4)、(5)は平成28年1月1日から適用する。

3 本規約は、平成29年1月29日一部改正し、同日から施行する。

但し、平成29年1月1日から適用する。

4 本規約は、平成30年1月28日一部改正し、同日から施行する。

但し、平成30年1月1日から適用する。

5 本規約は、平成31年1月27日に一部改正し、同日から施行する。

但し、平成31年1月1日から適用する。